

会 員 規 約

□ 第1条 会員資格

会員とは、本規約承諾の上、よぶこイカすぜ倶楽部（以下、「当倶楽部」という。）の会員（以下、「会員」という。）として入会を申し込み、当倶楽部が入会を認めた方を、本会員とします。会員は、FeliCa チップを有する媒体（以下、「会員証」という。）を所持している方を対象とします。

□ 第2条 会員の種類

1. 会員の種類には、ゴールド会員（正会員）とポイント会員（準会員）があります。
2. ゴールド会員（正会員）とは、メールアドレス、住所、氏名、等の会員情報を当倶楽部に開示して頂くことにより、以下に挙げるような相当のサービス等が享受可能となる会員を指します。
 - ① お買い上げ金額100円（100円未満切捨て）に対し1ポイント取得
 - ② お得な情報等が記載されたメール受信
 - ③ 新しい会員証へのポイントの引継
3. ポイント会員（準会員）とは、個人を特定できる情報を一切持たない会員となります。
 - ① お買い上げ金額200円（200円未満切捨て）に対し1ポイント取得

□ 第3条 会員の登録

1. よぶこイカすぜ倶楽部入会申込書（以下、「申込書」という。）に記入後当倶楽部に提出することで、会員の登録申請とします。当倶楽部は、申請を受けると速やかに登録手続きを行います。但し、正会員登録には、数日を要する場合があります。
2. 申込書での登録方法と別に、Web上での登録もできます。申込書の右上にあるQRコードにアクセスし、Web上にて必要事項を入力していただきます。そこから空メールを送り、登録完了のメールが届けば登録完了です。

□ 第4条 ポイントの取得、及び利用

1. 会員は、本規約を承諾の上、ポイント利用可能施設において、会員証を提示することによりサービスの代金や購入金額に応じたポイントを取得することができます。
2. ポイントの取得条件には、指定の場所や店舗への来訪、指定の店舗での物品の購入、指定の店舗でのサービスの享受、指定のアンケート回答、指定のメール受信、などがあります。但し、会員証の種類により、QRコードからはポイントが取得できない場合があります。また、同一場所で特定期間に取得できるポイントには制限があります。
3. 取得したポイントは1ポイント＝1円として指定の場所で利用することが出来ます。但し、お金への換金は出来ないものとします。
4. 当倶楽部が提供するサービス内容は、事前通知なしに内容を変更する場合があります。
5. 代理店予約、クーポン、クレジットカードをご利用の場合はポイントを付与できない場合があります。事前に加盟店へご確認下さい。

□ 第5条 届出事項の変更

1. 会員は、当倶楽部に届け出た会員情報に変更があった場合、所定の届出書（会員情報申請書）により当倶楽部に通知するものとします。但し、会員情報の変更には、数日を要する場合があります。
2. 会員は、届出がないために、当倶楽部からの通知または送付書類が到着しなかった場合は、当倶楽部が通常到着すべきときに到着したものとみなすことに意義は申し立てないものとします。

□ 第6条 会員証の紛失、盗難による賠償責任

1. 会員証の紛失、盗難等をして、他人に会員証を利用された場合は会員の負担とします。
2. 会員証の紛失、盗難が生じた場合は、直ちに当倶楽部指定の届出書（会員情報申請書）に必要事項を記入の上、当倶楽部に提出するものとします。当倶楽部はその届出を以ってできるだけ速やかに当倶楽部

会員証を無効にします。なお、紛失等の届出後、紛失会員証が発見された場合、当倶楽部にその旨の届出をすればその会員証を利用できるものとします。

□ 第7条 会員証の媒体の変更

1. 会員証の紛失や交換といった場合、記名会員のみ媒体の変更が可能です。
2. 会員登録時の必要情報に基づき本人認証を行い、変更できるものとします。
3. 媒体の変更に伴い、会員に関するすべての情報も引き継ぎます。

□ 第8条 会員の脱会

1. 会員の都合により脱会するときは、当倶楽部指定の届出書（会員情報申請書）に必要事項を記入の上、当倶楽部に提出することにより脱会できるものとします。
2. 脱会により会員に関する全ての情報が消失し、ポイントも無効になります。

□ 第9条 ポイントの有効期限

継続して3年間ポイントの取得や利用がない場合、会員に関するすべての情報が喪失します。

□ 第10条 個人情報の取扱

当倶楽部は、以下の各号に定める目的のために会員情報を収集し、目的の範囲内で利用し適切な取り扱いを行います。

1. 情報の範囲

入会申込書記載の内容、その変更内容および会員証の利用状況に関する事実等

2. 取扱目的

- ① 本サービスの提供および適正な運用管理
- ② 当倶楽部が提供するサービス、各種イベント等の会員に対するご案内
- ③ ポイント交換等による景品の送付

3. 当倶楽部は、前項の他以下の各号に掲げる場合を除き、会員情報を第三者に提示または提供いたしません。

- ① 法令または権限のある官公庁により提示または提供を要求された場合
- ② 開示または提供につき、会員の同意を得た場合
- ③ 会員に対し本規約に基づく業務の履行を請求する場合
- ④ その他、本サービスの運営に必用な場合

4. 当倶楽部は、会員情報をもとに算出した統計情報を、会員個人を特定・識別できない形で第三者に提供または公表できるものとします。

5. 当倶楽部は会員が自ら当倶楽部に届け出た情報について、会員から開示の請求があった場合には無償でこれに応じるものとします。また、その他の利用履歴情報については、会員が所定の手続により会員情報の開示を請求し、当倶楽部において正当な理由に基づく請求と認めた場合には、開示に応じるものとします。ただし、当該開示に費用を要する場合には、当倶楽部に責めがある場合を除き、会員の負担とします。

□ 第11条 規約の変更

当倶楽部の都合により、事前連絡なしに規約の変更を行う場合があります。

当規約に関するご質問は、下記窓口にて対応するものとします。

＝よぶこイカすぜ倶楽部＝

(唐津上場商工会内)

TEL : 0955-52-2118

受付時間 : 10:00～16:30

土日祝祭日及び年末年始はお休みさせていただきます。